

議案第73号

守谷市印鑑条例の一部を改正する条例

守谷市印鑑条例（昭和52年守谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年 8 月 29 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

令和 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
73号	1

守谷市印鑑条例の一部を改正する条例

守谷市印鑑条例（昭和52年守谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第4条第3項第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏，外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあつては，氏名及び当該通称）

第4条第4項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

第11条第1項第4号中「氏又は名」を「氏（氏に変更があった者にあつては，住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名」に改める。

第13条第1号中「（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏，」を加え，「が記録されている」を「の記載がされている」に改め，同条第4号中「記録」を「記載が」に改める。

附 則

この条例は，令和元年11月5日から施行する。

議 案	頁 数
73号	2

提案理由（議案第73号）

提案の理由を申し上げます。

平成31年4月17日に、女性活躍推進の観点から、住民票、個人番号カード等への旧氏（旧姓）の併記が可能となるよう住民基本台帳法施行令の改正が公布され、令和元年11月5日に施行されます。

本案は、これに伴い国の印鑑登録事務処理要領が改正されたため、住民票に旧氏が登録されている場合には、旧氏の印鑑が登録できるよう、また、印鑑登録証明書に旧氏を記載するよう条例を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議 案	頁 数
73号	3

守谷市印鑑条例新旧対照表

改正	現行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(住</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の住民基本台帳 _____ に記録されている者とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑の登録)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) 氏名(外国人住民(法第30条の45に規定する</p>
<p>民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称（令第30条の26第1項に規</p>	<p>外国人住民をいう。以下同じ。）に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</p>

73号	議案
4	頁数

参考資料

定する通称をいう。以下同じ。)の記載がされている場合にあっては、氏名及び当該通称)

(4) から (8) まで (略)

4 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができるものとする。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) から (3) まで (略)

(4) その者の氏名、氏 (氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。) 又は名 (外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。) を変更したことを知ったとき (印鑑登録原票の印影を変更する必要のない場合を除く。)

(5) 及び (6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し (印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。) について証明するものとする。

(4) から (8) まで (略)

4 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気テープをもって調製することができるものとする。

(印鑑登録の抹消)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑の登録を抹消するものとする。

(1) から (3) まで (略)

(4) その者の氏名、氏又は名

____ (外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。) を変更したことを知ったとき (印鑑登録原票の印影を変更する必要のない場合を除く。)

(5) 及び (6) (略)

2 (略)

(印鑑登録証明書)

第13条 印鑑登録証明書は、印鑑登録者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し (印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置により読み取って磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。) について証明するものとする。

73号	議案
5	頁数

この場合において、印鑑登録証明書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては、氏名及び通称）
- (2) 及び（3）（略）
- (4) 非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

この場合において、印鑑登録証明書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）
- (2) 及び（3）（略）
- (4) 非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

73号	議案
6	頁数